

〔翻刻〕茂木久栄家資料 入会関係史料

新堀道生・秋田古文書同好会

一 解題

本史料は、秋田県立博物館所蔵茂木久栄家資料の一部である。茂木亀六は幕末から明治初期に、雄勝郡三又村（秋田藩領、湯沢市駒形町三又）の肝煎を務め、茂木家に同村の村方文書が伝来した。本稿では、そのうち入会関係史料を抜粋して翻刻した。

解読は秋田古文書同好会の田中理榮子、保坂佳子、伊藤茂、鎌田幸男、大門丈士、高橋三雄、柏谷勉、目黒勳、日高輝美、幡宮明貞、伊藤美亜、熊谷清貴、鈴木倫子、青山英子の各会員、解読指導と解題執筆は新堀が担当した。

図1にみるごとく三又村は野山に乏しく、採草地を周辺の村に求めなくてはならなかった。かつて農民は肥料や燃料を得るために、山野で草木を採取する必要があり、自村でそれを賄えない場合は他村への入会を余儀なくされた。複数の村が利用する入会地では、利用をめぐる紛争が生じやすく、村は過去の入会関係文書を保管しておく必要があった。茂木家資料には江戸時代前期、延宝年間からの入会関係史料が残されている。

翻刻史料は萩袋村、戸波村、東福寺村の入会地に関するものである。大まかに分けて、藩の決定を伝達する申渡書（③⑤⑧⑪）、入会地の所在地の村と、利用する村が取り交わす証文（①②⑥⑦⑨）、入会地利用のルールの遵守を惣百姓が村役人に誓約した連判状（④⑩）、入会地利用の訴願にともなう提出書（⑫⑬⑭）がある。

①～⑥は萩袋村枝郷菅生村の入会地に関する文書である。三又村は郡奉行に願い出て、延宝元年（一六七三）に菅生村千把ヶ台上台での採草を許可された（①②）。代償として毎年銀七〇目の鎌手銀（運上ともいふ）を菅生村に支払っていた。この銀七〇目（文銀九四・五匁）の支払いは幕末まで続き、慶応二年（一八六六）に入会地を再設定したとき、銭一〇貫

三二八文を上乗せして支払うことになった。

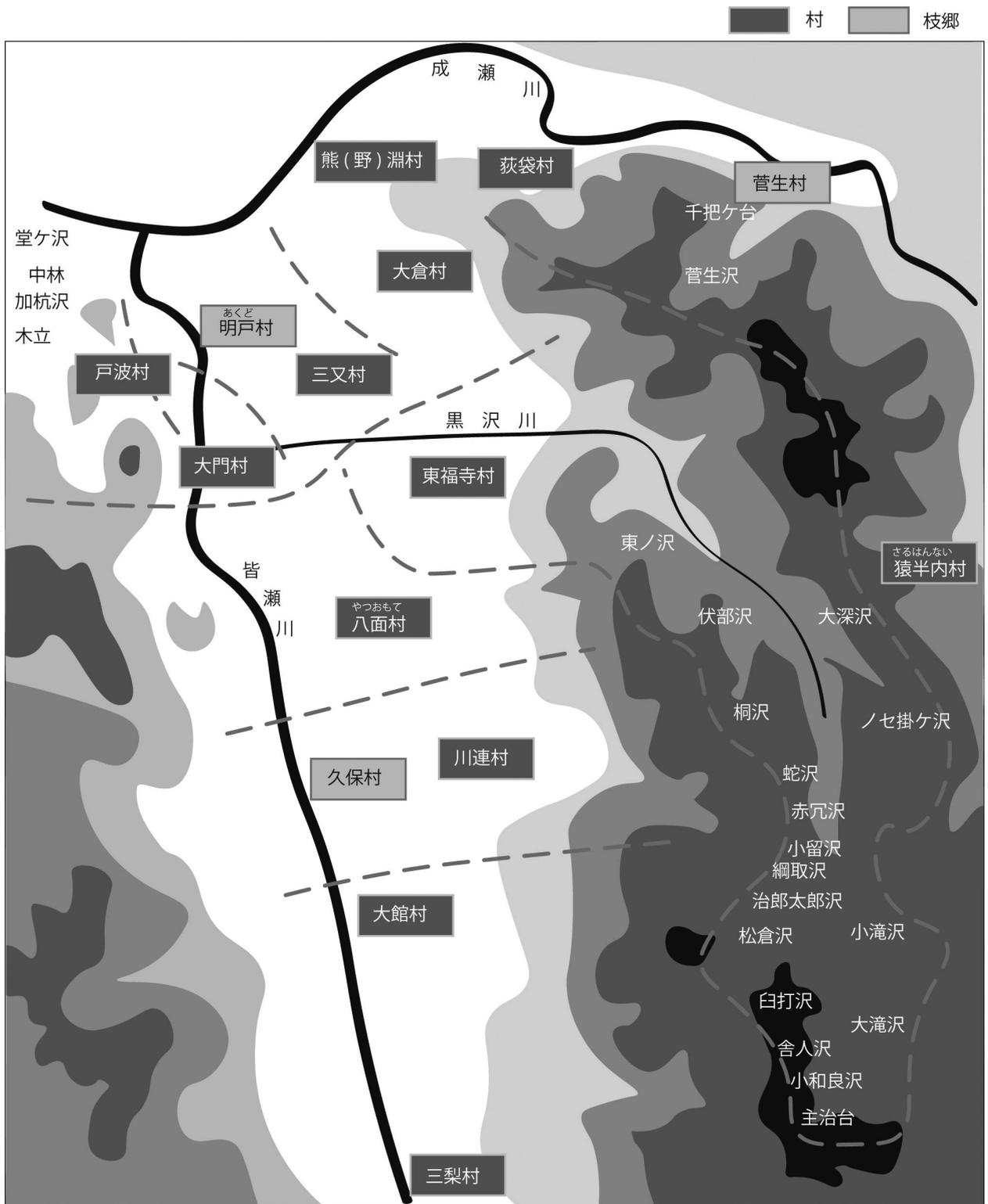
菅生沢・千把ヶ台での採草は、宝暦三年（一七五三）から「鎌刈」が許され（③）、明和二年（一七六五）には「鉈伐」が許され、かつ入会地の範囲が拡大された。慶応二年（一八六六）には、入会の紛争が生じたため、郡方の見分と親郷の仲裁を受け、入会地の範囲を再設定し、菅生村への支払額を増額し、伐干・置伐を認めることとなった。

これらの史料にみられる「鎌刈」「鉈伐」の語はどのような意味だろうか。用具・採取対象の別により、利用の仕方が段階分けされていたようである。すなわち当初は「草飼」「笹草刈」などと表現される採草行為のみが許され、その段階では②に「柴薪下枝二而も為剪申間敷」とあるように、樹木は小枝といえども採取できない。のち採草地が「夥敷木柴立二罷成、一切草飼無御座」という状態になると、鎌刈が許可され、「柴刈立」が行えるようになる（⑤）。鎌刈は「柴末鎌懸り御免」「柴末御免」とも表現される。この段階では鉈は使用できない。さらに、入会地が「根芝二罷成」り鎌刈できない状態になると、鉈伐が許可される。この場合鉈の持参は許されるが、「太木」は伐採できない（⑤）。

⑦～⑨は戸波村の入会地に関する文書である。三又村枝郷明戸村は寛文一三年（延宝元年、一六七三）、戸波村での採草を藩に許可された。代償として山役銀を戸波村に支払っている。⑧は三又村に直接関係なく、岩崎・二井田・成沢村による戸波村入会地の利用に関わるもので、山漆が茂って採草困難となったため、入会地の場所を換え、山漆を伐採することを藩が定めている。

⑩～⑭は東福寺村の山野利用に関する文書である。三又村は、同村大滝沢・小滝沢・のせがけ沢・大深沢での採草を認められていた（⑩）。一方、三又村の水田は東福寺村山を水源地の一つとしており、水源涵養林を

図1 入会地位置関係



保護する観点から、東福寺村での他村の入会利用拡大に反対することもあった(12)。⑬は村落の入会利用ではないが、銅山師が木炭確保のため東福寺村に杉入れを行いたいと持ちかけてきたことに對し、停止を願ひ出た文書である。⑭は、水野目林の一部伐採許可を願ひ出たもの。その理由は、東福寺村は給人から貸金を頼まれ、金六一七両余を借りて給人に貸していたが、給人から返済がなく、返済にあてるため木を伐採して売りたいというものである。給人知行がもたらす問題がよく示されている。なお、当地域は明治三年から岩崎藩領となっており、⑭は岩崎藩に提出された願書である。すでに平民の苗字使用が認められた後なので、差出人はみな苗字を記している。

右の荻袋村、戸波村での入会のほか、三又村は猿半内村でも草や薪を採取し、同村に山役米年一石を支払っていた(35)。本稿では翻刻しなかつたが、延宝元年には熊淵村、大倉村への入会を許可されており、複数の村に採草地を求めていた。

入会地の利用は、たとえ村どうしの合意が結ばれていたとしても、翻刻史料にみるように、その合意はしばしば揺らいだ。植生の変化、境界紛争の発生などにより、利用方法・対象地の見直しが迫られた。その際には、山を水源地とする村の事情、藩による樹木の保護、給人開発新田の用水確保など、さまざまな利害の調整が必要であったことが、これらの史料から分かる。

凡例

- 【】に本稿での整理番号、資料名、年代、請求番号を記した。
- 史料中の用語につき適宜注釈を施し、各記事の後に掲げた。
- 読解の便のため適宜句読点を加え、一部は文章の区切りを「」
「」で示した。
- 旧字・異体字は通用の字体に改め、変体仮名の「は」は平仮名に、「より」などの合字は平仮名に改めた。

○差出人に押印がある場合は「(印)」
「(花押影)」と記した。

○誤りと思われる字はそのまま記した上、丸括弧内に「ママ」と記すか、正しいと思われる字を記し、疑問が残るものは「カ」と付記した。

○欠字は一字あきで示した。平頭は改行によってこれを示した。

○判読不能の文字は□で、字数不明の場合は「」で示した。

○表紙・付箋等は鉤括弧で示し、「(表紙)」などと傍注を付した。

二 翻刻

【① 取替証文(入会に付) 延宝二 一〇一九】

去年郡御奉行様御通之時分、三ツ亦村草飼無御座候故、御訴訟申上候付、菅生村之内千把ケ台之内上台斗被明置、三ツ亦村草飼場ニ向後為致可申候由、此度被仰付候、相心得奉存候。尤上台より外、菅生村之内二而八何方ニ而も木草為蒞申間敷候。為其一筆相互ニ取替可申候。以上

延宝三年

菅生村肝煎

寅三月十五日

隼人(印)

三ツ亦村肝煎殿

同村老百姓

同村老百姓衆中

【② 取替証文(笹草刈鎌手銀に付) 延宝三 一〇二二】

去々年郡御奉行様御通之時分、菅生山之内千把台ニ而三ツ又村者と当村入合ニ菅かり可申候由被仰付候。是二而もたり不申候付、菅生山ニ而さ々くさ入合ニかり申度由御訴訟申上候ニ付、かまで銀七拾目毎年当村ニ請取さ々くさ入合ニからせ可申候由、相心得申候。乍去柴薪下枝ニ而も為剪申間敷由被仰付候間、左様ニ心得可被申候。為其相互手形取かわし申候。以上

延宝三年

菅生村

八月十三日

はやと(印)

三ツ又村きも入

同□□□百生

長左衛門殿

平右衛門(印)

同

作右衛門殿

【③ 検使申渡書(鎌刈許可に付) 宝曆三 一〇三九】

覚

御代官

高島弾平

御代官所雄勝郡三又村より申上候ハ、当村草飼場猿半内村山江山役米差出シ笹草刈取罷有候処ニ、右山数ヶ村入会ニ御座候故、伐尽シ迷惑仕候一、萩(萩)袋村之内菅生沢・千把ヶ台両所へ、先年より鎌役銀差出笹草斗り刈取罷有候処ニ、近年右山夥敷木柴立ニ罷成、一切草飼無御座、迷惑仕候。仍右両所とも鎌刈被仰付被下度旨申上候

一、右之通申上候ニ付、場所見分致候処、柴立罷成草飼不足ニ相見候。乍然右場所之内林立之所ハ林役人帳付林、其上梅津小右衛門開水野目林有之候故、右在所除置、菅生山之内深沢長根ひと合限り、夫より千把ヶ台まで西平無残、鎌刈ニ被仰付可然段申上候処ニ、御吟味之上今年より鎌刈ニ可被仰付段相済候。以上

六月廿五日

林源右衛門

豊田幸左衛門

長井伝左衛門

【④ 郷中相定之事(菅生山入会作法に付) 宝曆三 一〇四〇】

郷中相定之事

一、菅生山之内菅生沢・千把ヶ台先年より草飼処ニ御座候処ニ、右山木柴立ニ罷成候故、草飼不足仕候故、当春中御検使様奉願候所ニ、御見分之

上鎌刈ニ菅生沢之内深沢長根ひと合より千把ヶ台西平通無残、右奉願候通鎌刈ニ被仰付、難有奉存候。此末右山江男¹鐮持参仕間布候。万一相背候而男鐮持参致、山本村之者ニ持道具被押被召取候而、郷中江被断申候而、御披露等ニ相及候ハ、右諸入方其身老分ニて相勤可申候。此儀御内々ニて相済候而茂、郷中・肝煎殿・長衆御吟味之上、如何様ニ被仰付候共、異儀申間敷候。右諸入方老分ニて相勤兼候ハ、郷中之親類之者相弁、相勤可申候

右之通郷中相談之上相定申候間、少茂相背申間鋪候。為後日之惣百姓連判仕一筆如件

宝曆三年

西八月廿九日

太郎兵衛(印)

九右衛門(印)

孫兵衛(印)

久右衛門(印)

孫右衛門(印)

清四郎(印)

助右衛門(印)

五右衛門(印)

李右衛門(印)

善太郎(印)

徳十郎(印)

兵助(印)

仁左衛門(印)

清左衛門(印)

嘉兵衛(印)

又十郎(印)

巴兵衛(印)

門右衛門(印)

吉郎兵衛(印)

角兵衛(印)

三左衛門(印)

弟助(印)

勘三郎(印)

八右衛門(印)

助八(印)

善左衛門(印)

藤八(印)

藤七(印)

善兵衛(印)

和泉(印)

長四郎(印)

庄三郎(印)

兵右衛門(印)

喜右衛門(印)

治兵衛

与右衛門(印)

平左衛門(印)

佐左衛門(印)

同

七右衛門殿

同

七郎兵衛殿

同村長百姓

長左衛門殿

三又村肝煎

甚三郎殿

又右衛門 (印)

市左衛門 (印)

同

九左衛門 (印)

儀兵衛 (印)

利右衛門殿

仕平 (印)

彦右衛門 (印)

同

与助 (印)

藤右衛門 (印)

伊兵衛殿

与吉 (印)

権助 (印)

同

李兵衛 (印)

惣右衛門 (印)

五左衛門殿

庄左衛門 (印)

長之丞 (印)

久四郎 (印)

久助 (印)

作右衛門 (印)

□□ (印)

(1) 芳_レなた (鉞)

【5】 檢使申渡書 (鋸伐許可に付) 明和二 一一〇〇】

覚

御代官

介川七郎右衛門

御代官所三又村より願申上候は、郷中御役高地形混雜仕迷惑致候二付、

願申上、今年平均御竿被入置候。然は当村草飼薪伐り山、猿半内村山江山

役米老石宛指出伐刈仕罷有候。并荻袋村山之内菅生沢千把ヶ台鎌役古銀七

拾目、此文銀九拾四匁五分宛、笹草斗刈取り罷有候所、宝曆年中願申上、

柴末鎌懸り御免被成置候。以来柴末刈立候所、根柴二罷成候而、鎌刈不罷

成候間、鋸伐り御免被成下度奉存候。右山之儀ハ先年無殘入会仕候得と

も、柴末御免之砌太木等も有之付、山分ヶ被仰付、深沢長根よりひと間迄

西平通、菅生村と鎌懸入会ニ刈取可申由被仰付候。然は右菅生沢去年中荻

袋村御作食為御救被明下、太木有増伐取申候間、右菅生沢千把ヶ台無殘入

会被仰付被下度趣、具願申上候付、拙者共御檢使被仰付候故、見分吟味

之趣申上候所、御吟味之上左之通被仰渡候

一、宝曆年中鎌掛り柴末御免被成置候砌、御札林水野目林在之、右林多分

太木勝故、山分ヶ被成置、是迄入会被仰付候。然は右林去年中被明置候

趣ヲ以、惣山入会之願申上、鋸伐りとも御免被成下度趣申上候。仍而麓

菅生村被遂御吟味候処、去年中被明下候場所、深沢嶺切水落大八森嶺限

り水落明置、右より下モ手入不仕、然は先年より入会候得共、右菅生村

少高之郷中、右林被明置万一水野目障ニ相成、御田地亡処仕候時は、一

村難相立趣申上候付、無殘入会難被仰付、依之是迄入会山外大八森東平

し(ひと)と間、山窪ミより千把ヶ台下段畠森見通境ニ入会被仰付、是迄

入会場所先年之通自由可致と相濟候

一、柴末鎌懸り御免以来柴末刈立候所、根柴二罷成鎌刈不罷成候付、鋸伐り

御免被成下度趣、是又願申上候付、麓菅生村御吟味被成置候所、鋸伐

り被仰付候時は迷惑至極奉存候へ共、三又村願申上候通、根柴ニ相成、

太木等茂無之候故、強而指障り難申上”由ニ有之候。依而鎌刈不相成趣

申上候処、此末鋸伐御免可被成置、乍然大八森・深沢両沢間伐り残候太

木之分伐り取不申山猿ニ入込伐り刈不仕様ニと相濟候

右之趣御評儀候上、以前入会場并今度山分ヶ入会場所共、鋸伐り鎌刈とも

ニ御免被成置候間、三又村并荻袋村之内菅生村郷人共へも可被申渡候。以

上

吉川藤右衛門

佐藤吉兵衛

宮沢伊右衛門

四月九日

【⑥】 村取替証文（入会地範圍、伐干許可に付） 慶応二 一〇九二

取替証文

一、当村枝郷菅生村山之内、其御村方御運上入会山境方限り、深沢長根ひとあへきり、夫より千把ケ台迄西平無残、先年（宝曆三年）林源右衛門様御組合御見分ニ而相済、其後（明和二年）鋸きり御免被仰付候節、是迄入会之外大八森東平ひとあへ山窪ミより千把ケ台下段畠森見通し境ニ被仰渡候御箇条表通り入会、木草伐かり罷有候処、此度伐干^①置伐、山境迄猥りニ相成、双方勞煩相生候故、先年之通り相改居置被下度段、御扱様^②江奉願上候所、御憐愍を以兩村御取扱被下、猿半内村・稻庭村兩親郷立合見分被仰付、則御見分ニ相成候所、右境方限りニ付双方勞煩ニ相及、兩親郷内済之御取扱を以、御箇条ニ相不泥、大八森山窪ミより御立山之内大台与深沢長根出崎相除、深沢両平水落次第、其外先年通り入会山ニ相定候ニ相違無御座候。万一拒（故）障出来ニ相成候節は先年御ケ条形を以御仕分を得可申定ニ御座候。且ツ是迄御運上文銀九拾四匁五分、此代正錢九貫六百七拾貳文之外、正錢拾貫三百廿八文、礼錢として申請、都合貳拾貫文、当年より年々十二月廿八日限り、御役銀同様此方江持參相渡可被成定ニ而、千把ケ台下り口の長根境ニ而千把ケ台・平共ニ相除、其外入会山之通り伐干并ニ置伐自由為致申事ニ双方示談、郷人并兩親郷御諭筋ニ相元付取極相済候。万一心得違を以定之方限り外江入込、きりかり致候者有之候時は、過料として老人ニ付正錢三貫文ツ、為指出候事ニ相極候。依而当村役人共連印并ニ猿半内村親郷肝煎殿御加印申請、御扱様御裏印拝領、取替証文指上申候。以上

但し千把台并ニ平ら共是迄之通伐苟自由不苦候得共、置伐置刈ハ不相成定ニ御座候。以上

寅九月

組代

運藏（印）

同村

長百姓

清左衛門（印）

藤左衛門（印）

平助（印）

猿半内村

肝煎

正右衛門（印）

三又村

肝煎

亀六殿

平助殿

長百姓

庄三郎殿

孫右衛門殿

（付箋）

「前文定之境方限之儀ハ、此度兩村立会之上、伐通し明白致、年々立会伐通し、後日毛頭勞煩致間敷候。以上

寅九月 一

（裏書）

「表書之通相心得候。以上

九月

江畑要助（印） 一

荻袋村

肝煎

多郎兵衛（印）

枝郷菅生村

慶応二年

① この年七月、三又村が藩に願い出たところによると、三又村は菅生山の入会地まで、山越えを含む一里余の遠い道なので、生木では運べないため、田植後に「一切干柴ニ致置」き、お盆以後に人馬で運び農業の間隙に薪にできたと訴えており、「伐干」は採取した柴を現地で干しておく意と解される（茂木久栄家資料三〇二〇「日記帳」慶応二年八月、本誌四五号所載）。

② 扱様＝郡方吟味役。

【⑦ 取替証文（入会に付） 寛文一三 一〇二四】

一、三又村之内あくど村くさかい無御座候二付、御訴訟申上候へハ、戸波村きり山之内かつくひ山・とうか沢（堂ヶ沢）にて入会ニくさかひ可為致候由、尚此かま数拾七丁、但し壺丁ニ付銀三分宛戸波山やま主へ相渡可申由被仰付、相心得奉存候よし申上候。於向後いらん仕間敷候。以上
寛文拾三年 戸波村

九月廿七日

きも入 藤右衛門印

明戸村

同村百姓

きも入

太郎兵衛印

仁兵衛殿

同村百姓

源五郎殿

【⑧ 檢使申渡書（入会地山漆伐採に付） 享保二七 一〇三三】

覚

一、御代官所岩崎・二井田・成沢右三ヶ村草飼山不足致候二付、先年より戸波村御運上之内入会被仰付、草飼仕罷有候所、山漆杉柴生茂、草飼不相成二付、去春御檢使奉願、山漆杉柴共ニ被為剪置、跡山鎌掛り次第ニ草飼仕候様ニと被仰渡候所ニ、其以後被仰渡候ハ、山漆之儀ハ此末被立置候間、剪取申間敷由、堅ク被仰渡、草飼可致様無御座、三ヶ村御高式千石ニ及申候肥草無御座、迷惑仕候。其上当村之儀ハ加山願可申立所茂無御座、依之無拋奉願上候。山漆無残被為剪置、跡山鎌掛り次第ニ草飼仕候様被仰付被下置度段、申立候

一、右之通りニ申立候故、山本見分之上、吟味申所ニ、山漆生茂草飼可仕様無之迷惑之段、左様ニ可有之相見得候。依之戸波村山只今迄入合之内、中林水野目障りニ罷成候二付、山漆雜木共ニ不被為剪置候。然ハ草飼罷成兼候間、戸波村へ中林山、此度境相立候通り無残り相返し、此末草飼入合不申、并ニ五十目山木立ヶ沢、此度新塚立置候通り、漆成木立

之所相除キ、其外山漆無残り被為剪置可然段申上候

一、只今迄入会惣山之内、中林水野目障り罷成候而、かッ沢小道切り、堂ヶ沢川切、戸波村へ相返し、此末草飼入合不申候筈、其外五十目山・木立ヶ沢兩沢之内平之通り、此度相立候新塚より東之方、平下り共ニ相除キ、相残り入合之通り、西ハ杉沢峰大平通り、北ハ薬師長根より打廻し、南ハ五拾目山・木立ヶ沢頭新塚切、東ハ笹長根境塚切、山漆無残り被為剪置、鎌掛り次第草飼可被仰付と相濟

一、山漆剪取申儀ハ、最早実入申時節候間、当村実取仕候以後、岩崎村・成沢村・二井田村三ヶ村より人足差出、尤戸波村郷人立会、右境切之通り漆無残り剪取可申候。尤所々小柴立共ニ剪取申筈

一、右剪取候山漆小柴共ニ、戸波村ニ可被下候と相濟候間、剪取相渡可申候

一、中林山、其外五十目山・木立ヶ沢成木之漆立、新塚切除被置候二付、鎌役銀共都合拾匁ツ、戸波村へ年々相渡、入会可申と相濟

右之通り可被仰渡候。以上

享保十七年

閏五月十一日

岩堀吉右衛門

安東作左衛門

小泉伝内

田中市助

右之通り御代官御代庄八兵衛（正兵衛）様より被仰渡候

【⑨ 山役銀納口覚 寛延二 一〇三五】

山役銀納口覚

一、惣銀拾七丁^一、此代五匁壹分、内壺丁三分相除了簡致候間、年々右之通り御座候。但し請取手形之義ハ、銀五匁長分請取ニ相渡申候。以上

寛延式年

巳三月廿九日

阿久戸五左衛門殿

戸波村

肝煎 藤兵衛印

(1) 十七丁は鎌役の敷か。

【10】 三又村郷中連印 (東福寺村入会作法に付) 享保二二 一〇三二】

一、当春中東福寺村山より、かて草野さひ苗代蒔ちき馬のはみくぞ共ニ取申度と 御公儀様へ奉願候所ニ、大滝沢・小滝沢・のせがけ沢・大深ヶ沢右四沢より取申様ニと被仰付、畏入奉存候。右願候物之外、木柴・かれ木・枝木成共少も剪取申間敷候。若剪取候もの於有是ニハ、いか様ニも可被仰付候。尤出入物言仕候共、其者一自分之入目ニ可被仰付候。万一東福寺村之者ニ、置絵¹⁾・言掛等被致、出入ニ罷成候ハ、大倉村・当村惣百姓相談加り、埒明可申候。尤入方等も惣百姓ニ而可致候。右之通少も相違申間敷候。為其惣連判手形如斯ニ候。以上

四郎右衛門 (印)	長八 (印)
八之助 (印)	弥左衛門 (印)
久四郎 (印)	徳兵衛
作右衛門 (印)	惣右衛門
李兵衛 (印)	田左衛門 (印)
藤兵衛 (印)	与吉 (印)
与助 (印)	市之丞 (印)
庄吉 (印)	三九郎 (印)
甚三郎 (印)	市左衛門 (印)
和泉 (印)	庄三郎 (印)
善兵衛 (印)	治左衛門 (印)
長三郎 (印)	治助 (印)
長助 (印)	彦作 (印)

享保十式歳

未ノ八月廿日

肝煎

長左衛門殿

老衆中

助八 (印)	仁右衛門 (印)
八右衛門 (印)	代 信五郎
寅之助 (印)	七右衛門 (印)
善右衛門 (印)	藤内 (印)
助作 (印)	長重郎 (印)
田右衛門 (印)	三左衛門 (印)
利兵衛	又作 (印)
作左衛門 (印)	門之丞 (印)
代 寅之助	与三右衛門 (印)
九右衛門 (印)	太郎兵衛 (印)
惣吉 (印)	織部 (印)
善助	長助 (印)
善七	与兵衛 (印)
弥助 (印)	孫兵衛 (印)
孫右衛門 (印)	久助 (印)
与作 (印)	兵左衛門 (印)
茂左衛門 (印)	兵助 (印)
仁兵衛 (印)	藤右衛門 (印)
清右衛門 (印)	源兵衛 (印)
金兵衛 (印)	吉之丞 (印)
五兵衛 (印)	吉右衛門 (印)
又右衛門 (印)	甚千郎 (印)
三右衛門 (印)	喜右衛門 (印)
与右衛門 (印)	左平 (印)
佐左衛門 (印)	九左衛門 (印)
勘三郎 (印)	

(1) 「置絵」は語義不明だが、「言掛」とセットになっていることから、たとえば入会地以外の場所では採草し見答められた時に、声を掛けられるのが「言掛」、その場所を絵図等に記されるのが「置絵」か。

【⑪ 検使申渡書（久保村の願出に付） 延享四 一〇九九】

覚

御代官

御代正兵衛

一、御代官所川連村之内久保村より申立候。御高六百六拾式石余り、家数七拾五軒之在所、草飼不足、先年より東福寺村山之内、綱取沢・小畑沢・赤はけ沢・蛇沢四ヶ所草飼山ニ被明下、剪取申候。右四ヶ所柴立山ニて柴末取紛り、苜込候得ハ東福寺村ノ者共ニ鎌押られ、迷惑仕候ニ付、享保十一年ノ年、御検使之上右四ヶ沢之内小畑沢・赤はけ沢・綱取沢鎌かり柴末御免被成下、其以後元文三年御検使之上、蛇沢鎌掛り御免被成置候。当村剪山之儀は、畠等村之内小安奥山江先年より入会罷有申候得共、日帰薪木、小柴ニても剪取可申山無御座、御高所持仕候御百姓之分ハ、春木川下シ焚用ニ致候得共、少高持・水吞御百姓売木相求候得は、近年不作相続、御百姓迷惑仕候ニ付、東福寺むら山之内、綱取沢・小畑沢・赤はけ沢・蛇沢、先年より草飼所ニ被下置候在所、柴立ニ罷成申候。少高持・水吞四拾五軒御百姓、日帰薪木山ニ被仰付被下度ノ段、願申立候

一、右之通願申立ニ付、山本見分致候所ニ、右山之儀ハ東福寺村・大倉村・三又村水野目山ニて、元文三年御検使之上、水掛り高八百石余水本障りニ罷成候間、此末共ニ右三ヶ村ニて相守、脇村より願申出候而も被明置間敷相済罷有在所ニて、猶此度吟味致候所ニ、被明置候而ハ向々共ニ東福寺村・三又村・大倉村水掛り高八百石余り之在所、水出し不足可仕候ニ付、御吟味之上被明置間敷と相済

一、久保村之儀ハ、先年より猿半内山之内、木草共ニ入会罷有候得共、遠山ゆへ日用之焚用入会不申候由、申出候得共、猶此末猿半内山へ日用之焚用共ニ入置申様ニ、御吟味之上被申渡候間、右之趣可被仰渡候

一、東福寺村・大倉村・三又村申立候。東福寺村山之内、先年より川連村野村久保村、三梨子村草飼所ニ、山数九ヶ所鎌掛り共ニ御免ニて、草飼入会罷有候。右山之内、蛇沢・赤はけ沢・綱取沢・小畑沢、久保村草

飼所ニ先年より被明下候。此度右村より薪山ニ奉願候段承候故、三ヶ村水本ニ而御高八百石余り水掛りニ御座候。近年水出不足迷惑仕候ニ付、元文三年御検使奉願、前々より三ヶ村水本ニ御座候故、水野目御立林之儀ハ三ヶ村一統ニ相守可申段、被仰渡候。然は今度久保村より薪木山ニ願申上候而ハ、三ヶ村大目^①水元ニ相障り申ニ付、御免被成下度ノ段申上候

一、山本見分致候所ニ、三ヶ村御高八百石余り之水元ニ而、久保村より願申上候通、薪木山ニ被明下候而ハ、三ヶ村水掛り障りニ相成可申、仍而委細吟味致申上候所ニ、猶此末共ニ元文三年御被仰渡候通、大目三ヶ村水元之障りニ相成申ニ付、猶此末共ニ他郷より薪山等之願申出候而も、被明下間敷、三ヶ村一統ニ相守、御札林・田林共ニ、此末取立可申与相済

右之通三ヶ村へ可被仰渡候。以上

六月八日

妹尾六左衛門

川井文八

岩谷弥兵衛

右之通六月十二日稲庭村ニ而写取申候。以上

① 大目^①「大目なる」「大目の」等の形で、「多大な」「大変な」「大層」の意で用いられているようである。たとえば、上方や西国で虫害が起き收穫が「大目の不足之由」（大工町記録、旧版秋田市史中巻・三七頁）、津軽藩主通行時に宿駅が多数の人馬を用意したところ当日余剰が生じ、以後は「重而大目成用意ニ及不申候」（久保田大町三丁目記録、新秋田叢書十四・四一七頁）とか、能代からの木材移出が思うように進まず「大目之御材木、年々御材木場ニ御困ニ罷成候など。一方、「多大な」の意に解せない用例もある。たとえば、馬場目川での材木流しの停止を願った願書で、「川下ヶニ相成候テハ、大目御地畑ノ相障リ」（井川町史・三七三頁）、とか、久保田着町へ魚を売り流る湊商人を訴えた訴状の中で、このような行為があつては着町の家督筋が立たず城下の保太魚が不足するので「大目御家中様方御手間に罷成候儀も難し」（着町記録、旧版秋田市史中巻・五〇一頁）など。

【12】東福寺・大倉・三又村願書 宝曆九 一〇四二

乍恐以口上書奉願候御事

一、東福寺村山之内、東野沢・伏部沢・桐沢・蛇沢・赤はげ沢・小嶋ヶ沢・綱取沢・治郎太郎沢・松倉沢、右九ヶ沢川連村・三梨村江先年より草飼山ニ被明置候。右之内七ヶ沢川連村、式ヶ沢は三梨村ニ御座候。只今は柴末鎌懸り迄被仰付候。右山之儀は、東福寺村・大倉村・三又村御高八百石余之水元山ニ御座候所ニ、数ヶ沢草飼山ニ罷成候而、第目水出之障り罷成、迷惑至極ニ奉存候故、元文三年、御檢使様奉願候所ニ、戸島角大夫殿・井上伝五郎殿・坂本治部左衛門殿御見分ノ上、此末鎌懸り等被明置間敷段、以御書付ヲ被仰渡候。其以後延享四卯年、川連村之内久保村より、薪剪山ニ奉願候ニ付、右三ヶ村より御障り御訴訟奉願候所、御檢使様妹尾六左衛門殿、川井文八殿、岩屋弥兵衛殿御見分ノ上、此末薪山等ニ被明置被下間敷段、以御書付被仰渡、難有奉存候御事

宝曆九年卯三月

被下度奉願候。以上

東福寺村肝煎

孫兵衛

同村長百姓

久兵衛

同村同断

九右衛門

同村同断

作右衛門

同村同断

久吉

大倉村肝煎

作左衛門

同村長百姓

八兵衛

三又村肝煎

七郎兵衛

同村老百姓

七右衛門

本山源右衛門殿

一、右九ヶ沢山之儀は、川連村・三梨村江、長根越ニて近山ニ御座候故、薪用二度々被剪取迷惑任、依是毎日山廻り人足指出シ、相防申候。山元よりは遠方ニ御座候。其上不作以後より家数人数殊之外不足致、相防申ニ何共迷惑至極ニ奉存候御事

一、右草飼村々より数度被剪取申候而、第目水出之障り罷成候而、何共迷惑至極奉存候。此末右村之者共剪取不申様ニ、被仰付被下度、御訴訟ニ奉存候御事

一、川連村より此度奉願候は、草飼所伏部沢・桐沢、柴もだ草生之障り罷成候由ニて、農事之障り不罷成時、勝手次第第二刈取申度奉願候由、承り申候。然は農事之障り不罷成節、刈取申時は、おのつから木柴も剪尽、剪山同前ニ罷成可申候。尤九ヶ沢共ニ、野山之様ニ罷成可申候。左様ニ御座候時は、第目三ヶ村御本田御高八百石余之御田地、水出不足罷成候而、自然与荒所ニ罷成申外無御座候ニ付、何分ニ茂被明置不申様ニ、達而御訴訟ニ奉存候御事

右之通り乍恐以御慈悲ヲ、三ヶ村水元山相立申様ニ、被仰上ケ

【13】東福寺・三又・大倉村願書 文政三 一一五三

(表紙)

上

東福寺村

三又村

大倉村

乍恐以口上書奉願上候

一、当高三百石余

東福寺村

一、同高百石余

大倉村

一、同高三百石余

三又村

合

右三ヶ村御本田水元之儀は、東福寺村大滝山・小滝山ニ御座候所、当夏中銅山師稻庭村松太郎、三ヶ村江内々取合之儀は、各方御見聞之通、山中木炭不自由ニ付、吹銅御直段増奉願上候所、難被為成、木炭不自由ニ候ハ、林下村江取合之上、小滝山江杣入可致段、手元より願申上候儀ニハ勝以無之、

御上様より被仰付ニ御座候。仍而代錢相渡候間、杣入為致與候様ニ申入ニ付、三ヶ村御百姓相談仕候所、右式ヶ山之儀ハ、先年三又村七右衛門先祖七藏、仙台山野目小平治と申仁相働候節も、木炭不足ニ付右山

御上様江杣入之儀奉願候得共、右御障有之、難被為成趣被仰渡ニ付、其節も稲庭川流水を以働候事ニ申伝ニ御座候。猶夫より堰根ニ木揚場と申地名相残候事顕然ニ御座候。松太郎申入之儀ハ、右三ヶ村御本田江相抱候儀御座候間、難相成趣申断候。扱又右銅山七藏・小平治以来年久敷休山ニ相成候所、寛政年中三又村甚右衛門、稲庭村久右衛門、右休山御忠進申上候節、其節之御代官長崎四郎兵衛様御廻在被成置、三又村七郎兵衛御宿ニ

而、東福寺村・大倉村肝煎・長百姓相談候所江、山師甚右衛門・久右衛門被召寄、其方共東福寺村古銅山御忠進申上候ニ付、申渡候儀有之候、東福寺村沢川之儀ハ三又村・東福寺村・大倉村右三ヶ村御本田要水ニ而太切之山所ニ候間、万事三ヶ村障りニ不相成様可致、山中働之者共人たり共御百姓方江参口論かましき事為致間敷、惣して三ヶ村気請ニ相抱候儀少し

たり共致間敷」と被仰付候所、両人之山師奉畏、至極承知致御請申上候。其場ニ而直々三ヶ村肝煎・長百姓、両人之山師江品々掛合候所、三ヶ村迷惑ニ相成候儀、少しも致間敷と約定致候。其後段々讓山ニ罷成候砌、右之次第言伝被成候筈ニ御座候。右前書之通、万一大滝山・小滝山右両山之内

江杣入ニ相成候而は、三ヶ村御本田亡所仕候儀ハ指見得、如何共歎敷奉存候。左候得は三ヶ村御百姓往々難相立候間、乍恐何卒杣入不申様ニ被成

下、三ヶ村御百姓御助被成下度奉願上候。御時節柄恐至極ニ奉存候得共、無抛奉願上候。何分乍恐以御憐愍三ヶ村御百姓御助被成下度、奉願上候

右之趣乍恐以御執成宜様被仰上、願之通被仰付被下置度奉願上候。

以上

東福寺村肝煎

平藏

同村長百姓

岩松

大倉村肝煎

養助

同村長百姓

嘉右衛門

文政三年 辰十二月

片岡矢右衛門殿

同村長百姓

惣助

【14】東福寺・大倉・三又村返答書 明治四 一一一五

乍恐以書附奉申上候

東福寺村・大倉村・三又村、右三ヶ村組合連印を以奉願上候は、地元東福寺村、近年御給合御地頭様方より、年々御調達御頼ニ御座候得共、下地困窮之村居、御百姓手内御用弁之儀相成兼、近在出入之門右衛門銀主相頼、既ニ当節ニ至金高六百拾七兩、永五拾四匁七厘之大借、尤銀主江は村方相応之引当差出候得共、一応之申訳、且御地頭様より御返済無之由申訳致候、迎承知茂無之、期月ニ相至、居かゝり才足人諸用不少割合ニ相成、村方家数四拾八軒之処、飯料所持之者漸々拾五軒ニ不相満、一村供(共)潰れニ

相成候躰之処、去年年御給分高無残御蔵入ニ相成、重畳難有御儀ニ奉存候得共、前文御地頭貸方之分、銀穀一円村方より上納ニ不相成候得は、何を以銀主江返弁可仕見詰無之、実ニ一村之身躰只今ニ相迫り、無抛奉願上候。前形宝永・安永之頃御札拝領、三ヶ村水之目御林ニ被立置候御札山拾ヶ沢之内、小滝沢無残、外ニ松倉沢・小わら沢右式ヶ処拔伐拝領被仰付度奉願上候。尤右式ヶ処之儀は水之目江差障り無之処ニ御座候間、願之通拝領被仰付度奉願上候。右雜木他払致、右金を以細々ニも銀主向勘定仕度奉存候。尤大倉村・三又村兩村之儀は、右御札山水掛御田地不少有之候へ共、東福寺村一村興廢之場合を以、示談ニ相成、隣村組合之情合を以、明山願奉申上候処、各様御廻在、山元并三ヶ村堰根共御見分被下置、段々御尋ニ付奉申上候

一、各様御尋被成置候は、三ヶ村組合水掛高何百石、水之目山何之年より被立置、御札表如何成ル御文面ニ候哉、外ニ右江相抱候古書附・郷帳共披見可入置被仰付候ニ付、左之通御答奉申上候

覚

一、三百三拾石余

東福寺村

一、式百六拾石余

三又村

一、式百三拾石余

大倉村

合八百式拾石余水掛高二御座候

一、三ヶ村水之目林之儀は前々よりニ候得共、元文三午年、戸崎角右衛門殿、井上伝五郎殿御登山、惣山御見分之上、三ヶ村大目水元ニ相違無之候故、三ヶ村一統ニ相守可申被仰渡候。其後延享四年卯年中、御札山之内綱取沢・小畠沢、川連村之内久保村より薪木山ニ願申上候ニ付、妹尾六左衛門殿、川井文八殿、岩屋弥兵衛殿御檢使之上、右山久保村江薪木山ニ被明置候而は三ヶ村水之目之差障りニ相成候故、被明置間敷被仰渡、尚此末共三ヶ村一統ニ相守、御札・山田林共取立可申と相濟、被仰渡候。御ヶ条書写奉入御覽候通ニ御座候

一、御札之儀は宝永之度壹枚、安永之度壹枚拝領、都合式枚御文言左之通

一、小滝沢

一、大滝沢

一、治郎太郎沢

一、松倉沢

一、うす打沢

一、小わら沢

一、とねり場

一、しうぢ代

右八ヶ沢峰限、前々より水野目林ニ立置間、下枝にても剪取へからざる者也

宝永七年七月日

小野崎権大夫(花押影)

但し御札之裏ニ

東福寺村之内

東福寺村

小畠沢

綱取沢

嶺限水落次第、水野目林ニ立置之間、下枝にても剪取へからざる者也

安永三年六月日

岡本又太郎(花押影)

御札之裏ニ

遠藤弥門

小田部三郎兵衛

鹿子畑新蔵

東福寺村江御尋被成置候は、村方御田地無残、右水掛りニ候や、尚給分御地頭貸方誰江何程貸上候や、委曲取調可申上、趣被仰付候ニ付、奉申上候。水元之儀は三ヶ村組合堰之外別闕根無之、三百三拾石余之処水元壹筋ニ而、甚難涉罷在候村方ニ御座候得共、段々願面并御地頭様貸方別帳取調奉入御覽候通、老人限惣金高六百拾七兩と五拾四匁七厘ニ相成、一時ニ割合出金致候時は、一村引潰れニ相成候外無之、下地困窮之村居、外ニ手段も無御座候ニ付、乍恐大目三ヶ村水之目林拾ヶ沢之内明山願申上、右毛之上他払致、一村亡処不仕候様被成下度奉願上候処、右

ケ処御見分之上被仰合候は、松倉沢・小わら沢之儀は水之目二不差障趣願出ニ候得共、右式ケ沢ハ大滝沢之内小沢ニ候得は、第一之水野目と見分致候間、兎角抜伐りたり共難相成、縦令老ケ沢なり共容易ニ難明置候得共、一村立潰之筋ニ候得は、小滝沢老ケ沢之事ニ候得ハ格別之水障も無之と見分致候間、右老ケ沢被明置候ハ、如何被仰合、左候ハ、小滝沢老ケ沢明山ニ被仰付、一村御助被成下置度、尤拾ケ年中水野目林ニ可仕、右年限中如何成早魃之年柄たり共毛頭水不足之御苦柄等不奉申上候様、御答奉申上候

一、三又村江御尋被成置候は、末水之村方ニ而明山致候而茂迷惑無之哉、且一村無残東福寺村沢水掛ニ可有之哉、別堰茂有之候哉、御尋ニ付奉申上候。前々より被立置候水之目山被明置候而ハ迷惑十分ニ御座候得共、地元東福寺村大借ニ付、一村引潰之趣、隣村組合之情合を以勘弁仕候得は、差障り申聞候ハ、一村立処ニ亡村と相成可申、御上様江奉対候而茂重畳恐入奉存候儀と差心得、迷惑之処ハ銘々日用勘弁致、干水之御苦柄等不奉申上候様可仕候。尚又一村無残沢水掛ニも無之、当村御高五百三石余之在処ニ御座候処、東福寺沢水掛式百六拾石余、残式百四拾三石余、七右衛門開堰、稲庭村下大川より水元、并作右衛門開堰川連村之内久保村下大川より水元、外飯館相開掛り少々有之候。何れも末水ニ而年々諸普請始迷惑罷在候得共、前文奉申上候通、一村ニ抱候次第故、御請奉畏候

一、大倉村江御尋被成置候ハ、明山ニ相成候而も迷惑無之哉、且別水掛も有之哉、御尋ニ御座候故奉申上候。当村御高式百五拾石余之処、式百三拾石東福寺掛、外別水掛ニ御座候。御太切之水之目山被明置候而ハ、不少迷惑有之候ヘ共、地元東福寺村一村之難渋見るニ難忍、如何様御百姓申合、勘弁為致候得共、当村関根東福寺村之関根と同日ニ致、相当之割合を以水配分ニ相成候儀ニ御座候ハ、差障無御座候段、奉申上候。其段東福寺村・三又村江御尋、堰根同日ニ致候而茂迷惑無之哉、被仰合候得共、是迄数百年連綿致候堰根、堀替ニ相成候儀ニ御座候

得は、両村共内通迷惑有之候間、何れニも御見分之上御取極被下度奉申上候処、濁水之節不止得候ハ、可申出、其節見分之上堰根被居置被下候事ニ被仰合、奉畏入候段奉申上候

一、三ケ村江御尋被成置候は、此度地元東福寺村難渋之趣ニ付、水之目御札山之内、小滝沢無残、外松倉沢・小わら沢之内抜伐拜領仕度願申立候得共、見分致候処、願之通被明置候而ハ万一大目水野目差障も難斗、左様相成候節御苦柄ニも相成、不軽儀ニ可有之候故、小滝沢一ケ処被明置候間、外式ケ処見合林立ニ致置可申、尤明山伐跡之儀は、三ケ村一統所存を用ヘ大切ニ相守、速ニ林立ニ相成候様可致、万一心得違を以此上猥りニ毛之上剪刈、又は鹿野畑等取開候者有之候ハ、三ケ村御百姓共ニ吟味相尽し、訴申出候得ハ御吟味之上急度無調法被仰付候間、此段可被相心(ママ)被仰合候件々、逸々畏入奉存候。私共三ケ村御太切御本田水元ニ御座候故、聊以猥りニ剪刈は不及申、鹿野畑等ニ至迄聊茂不埒為致不申、剪跡急度林立ニ致、御苦柄等不申上候様仕度奉存候間、此上三ケ村ハ不及申、余村より明山願申立候而も、木草共不被明置、三ケ村水元ニ居置候段、延享年中御検使を以被仰渡候通、三ケ村共可相守被仰合、御請奉畏候段、御答奉申上候

一、右御用ニ付老夜御止宿、御賄之儀は御法之通相勤申候。御下々ニおゐても御非分之儀、聊茂無御座候

右段々御尋ニ付御答奉申上候通相違無御座候。依之三ケ村肝煎・長百姓連印を以書附奉差上候。以上

東福寺村肝煎

阿部貞吉

同村長百姓

阿部三郎右衛門

同

日野平蔵

同

明治四年
未二月
川井四郎殿
大崎賢三郎殿
大田原鎌作殿

阿部金兵衛
三又村肝煎
茂木亀六
同
斎藤孝作
同村長百姓
藤原喜太郎
同
藤原与助
同
奥山門右衛門
同
山田十兵衛
大倉村肝煎
遠藤弥左衛門
同村長百姓
高橋八兵衛
同
山下作左衛門